

「韓日会談外交文書」に見る韓・日間文化財返還交渉¹

柳美那(国民大)

<目次>

はじめに

1. 韓国文化財返還に関する韓・日間交渉過程
 2. 韓国文化財返還をめぐる日本政府当局間の乖離
 3. 日本文部省文化財保護委員会と韓日会談
 4. 韓国文化財返還に対する日本学界の認識-1950年代と60年代を中心に
- おわりに

はじめに

2006年7月、朝鮮王朝時代の最も権威ある歴史書である『朝鮮王朝実録(五台山史庫本)』(以下『実録』)が93年ぶりに朝鮮半島に戻った。2005年に「朝鮮王朝実録還収委員会」(以下還収委員会)が発足して1年余りの快挙であった。韓国内では『実録』が日本に流出した経路に関心が高まり、その関心は自然に90余年間にもわたって所蔵してきた東京大学に移るようになった。しかし、東京大学側は流出経路に対して「プライドをかけて調べたが、(『実録』が)いかなる経緯で(東京大学に)入ってきたのか分からない」と回答した²。そして『実録』を韓国に返還するのはあくまでも「学術の発展と交流の推進を希望するための寄贈」であるばかりでなく³、「今回のケースを一般化」しないと宣言した。この宣言は東京大学が所蔵しているなかで、『実録』以外の韓国関係文化財はいっさい返還する意思がないことを含めたということである。

一方『実録』が返還されるやその結果には歓迎したが、交渉過程では遺憾の思いが残った。何より「還収委員会」とソウル大側の交渉ラインが一致せず、「還

¹ 本稿は、2005年政府財源(教育人的資源部学術研究造成事業費)で韓国学術振興財団の支援を受け研究した成果である(KRF-2005-005-J05001)。

² 「なぜ解明できぬ来歴」『朝日新聞』2006年6月19日付記事。しかし東京大学が『実録』を所蔵していたことは東京大学教授であった白鳥庫吉が朝鮮総督の寺内正毅に要請して、1912年12月に搬入されたものであることをすでに白鳥の全集で明らかにしている。

³ 「過去の清算、問われる東大」『朝日新聞』2006年6月7日付記事。

収委員会」が固守していた「返還」の立場が「寄贈」という用語に変えられた点である。もちろん日本から「返還」という用語を受け取るために無理を強いた場合、東京大学側で交渉を中止する可能性もあったが、日本の文化財略奪行為を指摘しようとした「還収委員会」の努力に「寄贈」という結果は不満なことであった。

近年、このような市民団体による文化財返還の動きが活発である。そして、返還運動とともに再び登場するのが1965年に締結された「韓日協定(韓日基本条約)」に関する議論である。東京大学が最終的に『実録』の返還を「寄贈」という用語にかえたのもこの「韓日協定」の条約内容に起因したものである。また2007年日本の伊吹文明文部科学省大臣が朝鮮半島の文化財返還についての質問で1965年の「文化財および文化協力に関する協定」で、国際法上の決着はすでについてた⁴と話したのも、まさに、この「韓日協定」の内容に基づくものであった。

日本は韓日協定を締結する前から、また締結した後にも継続して、朝鮮半島の文化財返還に対して国際法上の義務がないこと、また、宗主国が被植民地の文化財を返還した前例はないということを強調してきた。このような日本の主張は韓日両国の学界でも問題になり、自然に韓日会談における文化財返還問題が研究テーマに浮び上がった。

韓日会談における文化財返還に関する代表的な先行研究には高崎宗司の論文がある⁵。高崎は文化財返還に対して韓日間の交渉内容を実証的に検討して高く評価されるが、どうしても韓日会談の外交文書が公開される以前の論文であるため資料に限界がある。その他には伊藤孝司の研究がある⁶。これは韓日会談の中で文化財返還問題がいかなる交渉過程を経たのかについて簡略に説明した論文である。また、国際法学の立場による文化財返還問題と韓国の文化財返還問題の展望を扱った研究も多少ある⁷。

⁴ 2007年4月6日、衆議院文部科学委員会に於ける発言。

⁵ 高崎宗司「日韓会談における文化財返還交渉について」『朝鮮史研究会論文集』第23集、朝鮮史研究会、1986年10月。

⁶ 伊藤孝司「韓国・北朝鮮からの文化財返還要求をどのように受け止めるか」『世界』2008年2月。

⁷ 他の研究は以下のようなものである。ジョンギョホン『我々の文化財の受難史』学研文化社、2005年、ジョブグン『忘れてしまった我々の文化財を探して』民俗院、2004年、キムヒョンマン「文化財返還に関する国際法的考察」(文化財庁編『韓日協定返還文化財資料集』、2005年所収)、イボア「文化財の原産国への返還に対する考察」『比較文化研究』5集、ソウル大学校比較文化研究所、1999年、キムソウン「国際法

これらの研究の共通点は次のように整理される。第一に、韓日会談で日本が国際法を遁辞にして、文化財返還に対して消極的態度を見せたことに対する批判である。第二に、韓日会談における文化財問題がその他の交渉案件に比べて、重要視されず、経済協力事案が妥結する一方で、文化財問題は十分に議論されないまま妥結したという点である。第三に、このような批判は韓日会談の文化財返還交渉に直接参加した李弘植、黄寿永などをはじめとして、植民地期文化財関連職員らの証言を土台にしているが、彼らの証言が史料的根拠とならず、大きな影響力を与えることができなかったという点である。このような既存の先行研究がたとえ史料が不足していたという限界性を持っていても、文化財返還という問題意識を世の中に知らせたことは高く評価できる。そして、もはや韓日両国の外交文書が公開された以上、韓日会談において文化財返還問題がいかなる過程を経て議論されたのかに対する、より具体的分析が課題として残されたのである。

本稿はこのような問題意識により取り組まれている。まず、現在公開された韓日両国の外交文書を通して、文化財返還問題の交渉過程を検討する。次に、特に日本外交文書を通して、日本の交渉側で文化財返還問題をどのように認識したのかについて具体的に分析する。ほとんどすべての先行研究で批判するように、外務省が、実際に文化財返還に関して否定的で消極的な態度を見せていたのかについて再検討し、もしそのような態度を示していたとすれば、果たしてどのような方法で表明していたのかに関して考察を試みる。最後に韓日会談進行中に日本国内の学界で認識された文化財返還問題に対する議論を分析してその歴史的意味を論究することとしたい。

1. 韓国文化財返還に関する韓・日間交渉過程

まず、1951年に始まった韓日会談の内容について、文化財返還に関する交渉過程を検討することとしたい。韓日会談で文化財返還はいかなる脈絡の中で討議、交渉され、その過程で韓日両国は文化財返還問題に対していかなる認識を持って

体系下での文化財の返還と復帰のための原則と条件及び手段に関する研究」（『東義法政』第11集、東義大学校地域社会開発研究院、1995年）がある。その外にも研究論文ではないが、代表的な発表文として、ゾジョブグン「韓日協定の限界と課題」（『韓日不法文化財返還促進政策フォーラム』2007年4月27日、学術資料集）がある。

いたのかを確認したい。

朝鮮半島で起きた文化財返還要求は政府次元からよりも、民間の学会のほうから先に始められた。1945年10月、歴史家団体の「震檀学会」が日本政府に対して最初に文化財返還を要求したのである。震檀学会は米軍政庁に植民地期日本によって略奪された図書の返還を要求し、その決議案を連合国軍最高司令官として赴任したマッカーサーに提出することにした。そして同年12月、日本人によって、略奪された図書および宝物目録(書籍212種、美術品および骨董品837種)を完成して、米軍政庁に提出した⁸。解放直後、震檀学会の文化財返還要求は何より解放を迎えて、当時社会に蔓延した「朝鮮文化の新しい創造」の雰囲気に沿った事案であった。実際、当時朝鮮社会には建国準備委員会の活動が全国的に広がり、「国文普及」と「朝鮮文化建設」を目的にした雑誌出版が明確に目立つようになっていた⁹。このような状況の中に現れた震檀学会の文化財返還要求は極めて当然のことだったといえよう。しかし震檀学会の要求は大きな成果を上げることができなかった。

その後、文化財返還と直接的な関連はないが、1951年10月、韓国で「旧王室財産目録に関する調査」がなされたことは注目するに値する。同月24日、「旧王室財産管理委員会」の委員長は外務部長官に対して、日本は侵略した時に旧王室の財産を略奪したという報告書を提出した¹⁰。しかしこれはあくまでも旧王室財産目録に対する調査に過ぎず、直接の文化財返還交渉ではなかった。

韓日両国の文化財返還交渉が表舞台に現れたのは韓日会談開催直前であった。1952年1月9日、第1次韓日会談を目前にして日本の千葉皓参事官が韓国の金溶植公使を訪問したところ、金公使は千葉参事官に「日本と韓国間の雰囲気を良くするための」方法での文化財返還を提示した¹¹。その後、韓国は、第1次韓日会談(1952年2月15日～4月25日)が開催されてこの提案を「財産および請求権分科委員会」第1次会議で「韓日間財産請求権協定要綱」として再度提出した¹²。そこでは「韓国から搬出された古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版および地

⁸ 『韓日協定外交文書文化財資料集』I、文化財庁、2005年、99ページ。

⁹ 『東亜日報』1945年12月2日付記事。

¹⁰ 国民大学日本学研究所『韓日会談外交文書解題集』I、東北アジア歴史財団、2008年5月、60ページ。

¹¹ 「(極秘) 金公使との会談要旨」1952年1月9日。

¹² 「第1次韓日会談財産及び請求権分科委員会第1次会議」1952年2月20日。

金、地銀を返還」するようにとの内容が明示されていた。1952年2月23日、第2次請求権委員会が開かれた席で、韓国は「国宝の文化的政治的な意味で」、文化財返還を要請したが、この時、韓国側は流出した文化財を「不自然なすなわち奪取あるいは韓国の意志に反して持って行ったもの」と規定した¹³。

その後、第2次韓日会談(1953年4月15日～7月23日)で韓国側は返還問題を一層具体的に議論することとした。「請求権委員会」で韓国側が韓国国宝、歴史的記念物、韓国地図原版・原図および海図の返還に関する目録を貼付して提示したのであった¹⁴。この目録を受けた日本側はその場では特別な反応を示さなかったが、1953年6月15日に開かれた「第3次韓日財産および請求権分科委員会」で「文化財保護委員会の協力を得て、調査中」と答弁をした¹⁵。

第3次韓日会談(1953年10月6日～10月21日)で日本は韓国が要請した文化財返還目録の実態調査の結果を発表しつつ、植民地期朝鮮で得た文化財は「正当な手段」で取得したため、返還しないどころか、返還の義務もないと通知した¹⁶。ただし、久保田貫一郎首席代表が国有の文化財の中で若干の「譲渡」を政府に依頼するという意思を見せた。外務省は1953年10月17日、文部省に日本が保有した韓国文化財の若干を贈与することについて協議した。しかし文部省外局の「文化財保護委員会」はこの協議案を認定できないとし、反対の意志を表明した¹⁷。この協議で明らかなのは文部省の態度と外務省の意見が一致しなかったことである。特に文化財保護委員会の場合、文化財返還に対して明確に反対の意志を表わしたのであるが、この委員会については次節で論じる。

一方、第3次韓日会談の場合、日本側の首席代表久保田が朝鮮に対する植民地統治が「有益」な面もあったという発言をすることによって会談自体が決裂して、両国の会談は結局4年半の間、停滞期に入った。「久保田妄言」でも有名なこの発言は韓日会談に関する先行研究でもしばしば登場するが、最近、この発言が韓国側から提案した「対日請求権」問題を解決するための「計画的」なことであったという研究が出ている。例えば、吉澤文寿の場合、久保田発言は「韓国側への責

¹³ 「第2次請求権委員会」1952年2月23日。

¹⁴ 「第2次韓日会談第2次会議請求権委員会」1953年5月19日。

¹⁵ 「第2次韓日会談第3次韓日財産及び請求権分科委員会」1953年6月15日。

¹⁶ 「第3次日韓会談財産及び請求権分科委員会」1953年10月15日。

¹⁷ 「(極秘)日韓会談に伴う韓国関係文化財の問題について」1958年6月6日、文化財保護委員会。

任転嫁と自己弁明で終始一貫」した日本側の交渉姿勢の発現として見ている¹⁸。実際「久保田妄言」後、提出された報告書で久保田自身は「15日、請求権部会では、日本側であらかじめ協議していたとおり、(請求権-筆者)議論を特にしないで、簡単に短時間に終わらせる方針で臨んだが、韓国側の発言によって、やむを得ず広範囲な根本論を覆すほかなかった」と書いている。換言すれば、彼の妄言は韓国側で提案した請求権問題、すなわち韓日間には「対日請求権」だけが存在し、「対韓請求権」は存在しないという韓国側の提案から、防御するための発言であったということである。久保田が妄言事件以後、参議院会議の席上で真相に対して、答えた内容を見ればはるかに理解しやすい。

韓国側からいろんな請求権につきまする詳しい例えば未払給料のリストだとか、日本から返してもらいたいという国宝とか美術品なんかのリストがたくさん来まして、そういうものを調べておつたのでございます。…… [中略] ……十月六日から開かれましたいわゆる夏休み後の会議は、非常に劈頭から空気が変つておりまして、韓国側では漁船を捕えたり、艦長以下船員を抑留したり実力行使をやつておつたものですからそういう既成事実の圧迫の前にあらゆる問題を一気に解決しようと図つたように思われます。…… [中略] ……請求権の問題として考えられるのは韓国側から日本に対する請求権の問題だけである。その範囲できめればいいのだ、そういうふうに出ておりましたものですから、勢い我が方としても主義の問題に入らざるを得なかつたわけでありまして、私どもとしましては日本側の従来 of 請求権の、つまり私有財産の尊重という原則に基いた対韓請求権は放棄しておらないのだという議論に入らざるを得なかつたわけでございます。そうしますと向うのほうでは早速日本の請求権の要求は多分に政治的であると、まあこういうわけなんです。…… [中略] ……若し日本のほうでそういうふうな政治的な要求を出すということが前から韓国のほうでわかつておつたと仮定すれば、韓国側のほうでは朝鮮総督の三十六年間の統治に対する賠償を要求したであろう、そう出て来たわけでございます。…… [中略] ……若し韓国側のほうでそういう

¹⁸ 吉澤文寿「日本における日韓会談関連外交文書の公開の状況について—財産請求問題を中心に」国際学術大会『外交文書の公開と韓日会談の再照明』、2008年11月7日。

要求を出しておつたなれば、日本側のほうでは総督政治のよかつた面、例えば、鉄道が敷かれた、港湾が築かれた、又米田……米を作る米田が非常に殖えたというふうなことを反対し要求しまして、韓国側の要求と相殺したであろうと答えたわけでございます。……〔中略〕……朝鮮三十六年間の統治は、あなたがたの言われるような悪い部面もあつたかも知れないけれども、いい部面もあつたのだ。第一この問題は日本側は触れたくなかつただけけれども、あなたがたはマイナスばかりを述べるから、私のほうはプラスのことを述べたのだ、そういうことを言つたのであります¹⁹

上の内容からもわかるように、「久保田妄言」は文化財返還問題をはじめとする請求権問題から派生したことで、韓国が当時、交渉のために日本人漁夫を拿捕するなど強力な措置を取りつつ、日本に請求権を要求したところ、逆に日本が朝鮮半島に残した日本人たちの財産に対する請求権を要求すると同時に、日本の請求権が急速に表出してきたということなのである。久保田が言及した36年間の植民地統治に「良い部分があつた」と主張したのはこのような脈絡で多分に計画的な「妄言」でありうる。もちろん久保田が話した「禿山が緑に変わったこと」や「鉄道の付設」、「港湾の設置」をしたということは、植民地統治で朝鮮が「近代化」を成し遂げたのだという認識から出発したが、会談内で久保田の発言が韓国側より主張した「日本側の請求権要求」を防ごうとしたことであるというのは、着目すべき事実である。この後、韓国側はこのような認識を持った日本側の会談代表とは会談を持続できないと宣言し、撤回を要求して無期限の会談決裂に入った。

文化財返還交渉に変化が生じたことは第4次韓日会談(1958年4月15日～60年4月15日)からである。日本は韓国に拿捕された日本人漁夫の釈放問題で「久保田妄言」を撤回するとともに、文化財返還品の目録作成に入り²⁰、同年4月16日には東京国立博物館に所蔵された106点を韓国に返還した。これが韓日間最初の文化財返還というわけである。しかし、この返還は韓国側にそれほど歓迎され得なかつた。1958年に韓日会談首席代表文化財専門委員の黄寿永は106点の文化財の返還を受けた後、林炳稷駐日大使に送った報告書で「遺物の資料的価値が高いとは言えな

¹⁹ 「日韓会談『久保田発言』に関する参議院水産委員会質疑」1953年10月27日、『日本外交主要文書・年表(1)』、584～592ページ。

²⁰ 「第4次韓日会談」1958年4月16日。

い」と報告している²¹。

この時期までに韓日両国の基本的立場は、ある程度定形化されてきており、この後、第5次会談(1960年10月25日～1961年5月15日)と第6次会談(1961年10月20日～1964年10月4日)で両国は各種専門家会議を行う。これらの会議で両国は文化財流出に対する事実確認および現存する文化財に対する所在の把握について議論した。特に第5次会議で注目しなければならないことは、韓日会談が開かれて初めて専門家会議が行われたという点にある。1961年3月7日、第1次専門家会議には韓国側の黄寿永と日本側の文部省文化財保護委員会の美術工芸課長松下隆章、東京博物館文化財調査員斉藤忠が参加して会議が行われた。この会議では主に日本が不法に文化財取り引きをしたという韓国側の主張とこれに反論する日本側との交錯した議論が続けられた。同年5月8日の専門家会議で韓国政府は朝鮮の遺物などを不法に搬出した人名として、統監伊藤博文や朝鮮総督府初代総督寺内正毅の名前も挙げられた²²。すると、日本側は「伊藤と寺内は立派な人物であって、そういう行為をするような者ではない」と主張し、たとえ、彼らが文化財を手に入れたとしても、それは「正当な手段」で得たものと反論した。さらに「文化財返還は国際法的に何ら義務がない」と付け加えたのである。一方、韓国側はこのような日本に対して、どんなに「正当な取引」であると主張しても、その取引自体が植民地内でなされた「威圧的」取引引きであったと再反論した。結局、会談が終わるまで、日本は文化財搬出について否定し、あくまでも「正当な取引」であるという立場を曲げなかった。

第6次会談(1961年10月20日)では本格的な専門家会議が可能になった。1960年11月、朴正熙議長が米国と日本を訪問したことも影響し、両国は日本国内にある韓国の文化財がどこに所在しているのかを把握することについて、積極的に意見を交換した。しかし、全部で7次にわたる文化財小委員会でも韓国側は返還要求の根拠になる搬出の不当性について説明し、日本側は国際法上の原則だけに固執したまま返還を拒否した²³。

この後、第7次韓日会談(1964年12月3日～1965年6月22日)では経済協力部門の交渉妥結により、文化財部門もその影響を受けて勢いにのるようになった。1965年3月、金鍾泌と大平正芳外相の間で交渉がなされ、同年4月、韓日両国の外相の名前

²¹ 『韓日会談外交文書文化財資料集』Ⅱ、文化財庁、2005年、196ページ。

²² 「文化財専門家会合報告」1961年5月8日。

²³ 『韓日協定外交文書文化財資料集』Ⅰ、文化財庁、2005年、108ページ。

で「請求権問題合意事項」が仮調印され、同年6月22日に、「両国の学術および文化の発展と研究に寄与することを希望」という原則の下で「大韓民国と日本国間の文化財および文化協力に関する協定」が締結された。そして翌年の1966年5月、文化財1、432点が韓国で「引渡」された。

以上、韓日会談で展開した文化財返還問題に対して説明した。この交渉過程で筆者が重要視するのは日本の外務省の立場である。これまでの研究で明らかにされているのは「日本の外務省は文化財返還に対して消極的で否定的な態度を示した」ということである。しかし、今まで説明した交渉状況を見ると、韓国に対する文化財の返還について「消極的で否定的」というよりは、外交的次元で文化財問題をどのような方法で解決すべきかと考慮していた痕跡が見られる。そうであるなら、その理由は何であろうか。次節では韓日会談の日本側公開文書を中心に文化財返還を取り巻く日本政府当局、すなわち交渉の主体であった外務省の立場と文化財を管理していた文部省の立場をより明確に分析することにする。

2. 韓国文化財返還を困んだ日本政府当局間の乖離

本節では韓国文化財返還を取り巻く日本の外務省と文部省の協議内容を中心に究明することとしたい。先述したとおり、先行研究では韓日会談で日本側の立場が「文化財返還に対して否定的で消極的だった」という見解が一般的であったが、外務省の態度には文化財問題を外交的次元で解決しようとする一面が強く現れており、このことは「消極的」、あるいは「否定的」という用語では一蹴することができないことを表している。そうであるなら、果たして韓国へ文化財を返還することに対して「否定的で消極的な」態度を見せた機関はどこだったのであろうか。筆者は今回、日本の外務省が公開した韓日会談関連の外交資料を分析した結果、日本政府当局間の立場、すなわち文化財返還に対する交渉担当者であった日本外務省と文化財を管理した文部省の立場に差があったことが分かった²⁴。ここではその具体的な内容に対して検討することにする。

1952年2月、外務省は韓国側で提案した文化財返還に関し具体的な調査に入った。その調査過程で外務省が協力を要請したのが、まさに文部省の外局である「文化財保護委員会」であった。同年2月18日、外務省は文化財保護委員会の美術工芸課

²⁴ 「(極秘) 日韓会談に伴う韓国関係文化財の問題について」1958年6月6日、文化財保護委員会。

長本間須治を呼んで、朝鮮半島の文化財に関する意見を聞いた。この時、本間は「出土品は本来の出土地域に保管されるのが原則で、朝鮮総督府で出土した遺物等は朝鮮半島に存在しているはずだ」と答えた。さらに、「もし日本に送られたものがあるならば、それは文化財としての価値が低いものでしかなく、日本へ流入した時期も不明で、返還のための選別は非常に困る」という意見を述べた²⁵。

「できる限り文化財が朝鮮(韓国-筆者)へ送還されるのは避けたい」と主張した。その理由は「文化財が韓国にあるより日本にある方が一層安全だと考えるため」ということであった。この意見を聞いた外務省は韓国側に文化財問題に対する明確な答弁を避けたまま、「現在専門担当者と調査中」と回答した。これは外務省の立場で文化財保護委員会の文化財返還に対する反対意志をそのまま伝えることはできず、文部省との協議時間が必要だったためと考えられる。

1953年5月20日、外務省は文部省および文化財保護委員会の関係者と韓国文化財調査に関する協議を行った。ここでも文部省および文化財保護委員会は外務省と違う立場で文化財調査に臨んでいたのを見ることができる。当時、外務省が文部省側に韓日会談の経緯と韓国側の立場を説明し協力を求め、関係者らは「韓国側に対する反駁のために資料を整理する必要がある」としてこの要求に応じた。そして東京博物館の書籍と各学校に所蔵された文化財は文部省が各々分担して調べ、これにしたがって、形式的な連絡を文部省および文化財保護委員会に伝達するようにしたのである²⁶。

また、別の場面でも外務省の立場は文部省と温度差を見せており、例を挙げると、1958年2月21日、韓国側の金溶植公使が外務省の中川融アジア局長に請求権問題に関連して文化財問題を言及し、中川局長は「この問題は義務でなく、韓国の独立を祝う意味で若干の国有の朝鮮古美術品を寄贈してもよい」という意見を明らかにするということがあった。そして引き続き「日韓会談の議題とは別途にできるだけ早い時期に日本政府は韓国の美術品(その中で引渡可能なもの)を韓国政府に送りたい」という意向を知らせた²⁷。たとえ、文化財返還を「当然の義務」とは認めてはいなくとも、外交的次元で返還意思を明らかにしたのである。外務省は文部省側官僚らに会って、これに対する具体的協議を試みた。

²⁵ 「文化財保護委員会 本間氏との会見報告」1952年2月18日、日本外務省。

²⁶ 「韓国関係文化財調査に関する打合」1953年5月20日、日本外務省。

²⁷ 「(極秘)日韓会談問題別経緯 6(文化財問題)」1958년 7월 1일, 일본외무성 북동아시아과

1960年9月19日、外務省の北東アジア課では文部省側の官僚らを参加させて、韓日会談の文化財返還問題に対して討議した。外務省の沢田大使をはじめとして、伊関佑二郎アジア局長、前田北東アジア課長と文化財保護委員会の清水康平事務局長と関野次長、そして西森庶務課長が参加したこの会議は韓国側の文化財返還に対して日本側で打ち合わせをしておこうと外務省が用意した場であった。会議の席上で沢田大使は同年10月に開催される第5次韓日会談をある程度決着させるという意志を強力に示した。引き続き、文化財返還がその原動力になると示唆して、文部省に協力を要請した。しかし文部省側の文化財保護委員会は次のような理由で否定的な答弁を行った。第一に、1958年に最初に106点を韓国に返還した当時、韓国側が文化財返還に対して当然に受け入れたということである。文化財保護委員会の清水事務局長は韓国側のこのような態度が「日韓条約併合無効論に立脚したものではないか」という疑問を提起した。もしそうであるなら、正当な手段で入手した文化財を韓国側に返還するのは一考を要する問題であると結論づけた。第二に、日本国内の国立大学が所蔵している文化財については調達する方法はないと聞いている。特に文化財保護委員会の矢代委員長の場合、前回106点を返還した時にも強力的な反対論者だったために協力要請が難しいということであった。第三に、現在、日本国内の博物館および研究所には朝鮮関係の文化財が存在せず、結局、東京国立博物館所蔵の朝鮮関係の文化財を返還するほかはなく、その場合には、将来的に日本には朝鮮関係の文化財が全くなってしまうという憂慮がある。また、韓国側に渡された文化財が韓国では二流、三流程度のレベルかもしれないが、日本はそれさえも所有できないのだと指摘したのである。さらに日本の重要文化財と登録された文化財の場合、法律改正を経なければ返還できないということがその理由であった。これに対して外務省の沢田大使は現在、国際的には、「ベルサイユ条約」により旧宗主国が旧植民地の文化財を返還した事例があると説明し、国内法改正を経ないで返還できる方法と宮内庁所蔵の朝鮮関係の古文書について調べることを命令した。文化財保護委員会の清水事務局長は個人所有の文化財の場合、購入して返還することを考慮してみると説明した後、現在韓国にある大谷光瑞の収集品、すなわち朝鮮総督府時代に入手した大谷探検隊の西北アジア発掘品²⁸などは韓国から日本に返還されなければならないと主張した。たとえ公式的な韓日会談席上には出席しないだろうが、このような非公式的席には

²⁸ 「(極秘)日韓会談問題別経緯 6(文化財問題)」1958年7月1日、日本外務省北東アジア課。

参加することを約束した²⁹。

この会議の翌9月20日、外務省北東アジア課は法規課に次のように問い合わせた。第一に、文化協定と同様、韓国関係の文化財の列举的また包括的な引渡を規定する条約が韓日間で締結される場合、国内法改正の措置を取らなくとも引き渡せるのかどうかについてである。第二に、条約締結と同時に、また、それ以後にも別途の特別法と同様の立法措置を必要とするのかについての問題である³⁰。これに対して、9月22日に法規課は次のように通知している。まず、文化協定による返還問題を明らかにするに先立って、国会承認を経た協定または条約締結が必要であること、次に、もし国会承認を経た協定が国内法と相反する場合、特別法の措置を取る必要があるということであった³¹。

このような結果を得た外務省側は数回かけて、機関内での交渉に入った。1960年10月6日、第1次韓国文化財問題に関する機関会議で外務省側は一連の韓日会談の過程と文部省との立場の違いを説明した。この席に参席した機関は条約局とアジア局の北東アジア課であったが、条約局では文部省の態度について「返還したくない口実に過ぎない」と指摘して、国会の承認を得るのが望ましいという意見を提示した。結論的には韓日間の文化財返還は「文化協定を通じた文化交流」の形態が最も適切であるという意見に一致した。ただし文化交流の場合、日本側の「一方的な返還」だけが主張されるのは納得できないため、韓国に所蔵されている「大谷コレクション」、換言すれば大谷光瑞の収集品と交換する方法を取ったら一層明確な返還がなされるという意見が交わされた³²。

一方、外務省の文化財返還意志とは異なり、文部省側は反対意見を曲げなかった。1961年1月26日文部省の文化財保護委員会の西森庶務課長は外務省のアジア局長宛に照会したが、その照会文は文部大臣および文部事務次官が文化財返還につ

²⁹ 「大谷コレクション」と呼ばれるこのコレクションは、日本の宗教団体西本願寺の第22代門主大谷光瑞が仏教伝来の経路である西域を調査しつつ、収集した遺物を指す。この収集品は1916年朝鮮総督府博物館に持ちこんで展示、保管され、現在韓国国立中央博物館に所蔵されている。

³⁰ 「(極秘)韓国文化財に関する文部省当局との懇談に関する件」1960年9月19日、日本外務省北東アジア課。

³¹ 「(極秘)韓国文化財の引渡しに関する件」1960年9月20日、日本外務省北東アジア課。

³² 「(極秘)韓国文化財問題に関する第1回省内打合わせ会に関する件」1960年10月6日、日本外務省北東アジア課。

いて憂慮しており、この問題に対する立場を明らかにすると次のようになるということであった。第一に韓国側の返還要求、すなわち東京国立博物館所蔵の文化財は正当な方法で購入したため、返還する義務は全くなく、学術面からも重要な文化財であるため、韓国側に渡すことができないということ、そして、1958年に返還した106点の文化財は、やはり、特別な政治的配慮から始まった「贈与」であることを明らかにするということであった。第二に、今後、韓国側から返還を要求しても本委員会はこれに応じる意志が全くないということであった³³。この照会文を受けた外務省側は韓日会談で文部省の意見を考慮するという回答を送った。

ところが直ちにその翌日、1961年1月27日に、文部省文化財保護委員会の清水事務局長が直接来訪して、再びアジア局長との面談を要請した。このような緊迫した文部省側の動きは、同年1月23日に『読売新聞』に発表された文化財返還に関する記事に起因したことであった。それは日本外務省が韓日会談で交渉誘引策として文化財返還を提示したという内容であった。文部省側ではこの記事を見て自らの反対の立場を表明する必要があると判断して、外務省側と接触を試みたのであった。これに対して外務省の伊関 アジア局長は「機密が漏洩したのだ」と釈明した後、文化財返還に対することは何も決定されなかったと回答した。しかし、その一方で外務省は文部省側が韓国側との専門家会議に参加してくれるよう要請した³⁴。しかし、このような要請に対して文部省側は非協動的で「もし韓日会談の席に参加するとしても返還問題に対しては言及しない条件付きであること」を主張した³⁵。もちろんこのような日本側内部の状況は韓国側に知らされなかったために、韓国側では 李弘植主査が指摘するように「日本側が文化財問題に対して先延ばししようとする」と認識するに至った³⁶。この後にも外務省は文部省に対して数回にわたって、会談出席を勧めた。このような外務省の「努力」により、結局1961年11月、文部省は「韓日会談専門家会議」に文化財専門家を出席させることにした。

³³「(極秘)文化財保護委員会庶務課長来訪の件」1961年1月26日、日本外務省北東アジア課。

³⁴「(極秘)文化財保護委員会清水事務局長アジア局長来訪の件」1961年1月27日、日本外務省北東アジア課。

³⁵「(極秘)韓国文化財に関する文部省局との打合に関する件」1961年11月14日、日本外務省北東アジア課。

³⁶「(極秘)日韓会談文化財小委員会主査非公式会談記録」1962年2月1日、日本外務省北東アジア課。

しかし、これも大きな実効性を収めることはできなかった。

同年12月21日まで、全部で6回にわたった専門家会議で日本側専門家として参加した文化財保護委員会美術工芸課長の松下隆章は韓国側から要請した現存文化財の所在についての質問に次のように回答した。第一に、いわゆる 曾禰本、統監本は現在、宮内省図書寮に保管されているということであるが、その目録および内容に対しては全く明らかではないこと、第二に、寺内文庫とは現在山口女子短期大学に保管されており、その内容は把握できないこと、第三に、河合文庫に対しては調査中であること、第四に、小倉コレクションは現在文部省内の文化財保護委員会傘下であり、約1,000点余りが所蔵されていること、第五に、市田コレクションに対しては明らかではないこと、第六に、石造美術品に関しては、石窟庵の石塔と仏国寺多宝塔の獅子像はその行方は不明で、日本にあるという明白な証拠もないこと、第七に、地図の原版は過去の韓日会談で説明した通り、戦争で消失したこと、第八に、通信文化財は現在、通信博物館に保管されていることの以上であった³⁷。このような答弁はすでに韓国側でもある程度把握していることであって、文部省の専門家が出席し、文化財に対して新しい調査が成されるということは困難であった。

ところでこのような文化財保護委員会が1962年2月に入って、態度に変化を示した。それは他でもない外務省の説得によるもので、同年2月14日、外務省北東アジア課の報告によれば、従来、文化財返還に対して反対の立場を固守してきた文部省側で「(文化財返還が)権利および義務ではない、贈与の形式をとるということにし、それが国家政策で決定になればある程度の国有文化財の提供は仕方のないことである」という態度を見せたのである³⁸。実際この日から5日後の2月19日、外務省アジア局長室で開かれた「省内会合」では文化財返還に関する韓国側と日本側の会談過程、文部省の協力内容についての論議があったが³⁹、この席で外務省は「文部省の文化財保護委員会事務局を説得して、会談に参加するようになった」と発表した⁴⁰。以後、外務省は文部省の文化財保護委員会をはじめ、東京国立博物館、宮内庁などと活発にコンタクトをとるようになった。

³⁷ 「(極秘)日韓會談 雙方主張의 概要-文化財問題」1962年 8月 20日、일본외무성 북동아시아과

³⁸ 「(極秘)文化財問題の解決方針に関する件」1962年 2月 14日、일본외무성 북동아시아과

³⁹ この会合には外務省のアジア局、条約局、そして情報文化局が参加した。

⁴⁰ 「(極秘)日韓會談文化財問題に関する省内打合せ」1962年 2月 19日、일본외무성 북동아시아과

今まで説明した外務省と文部省間の交渉内容を見れば、従来の韓国への文化財返還に対する外務省の態度、すなわち「文化財返還に対して消極的で先延ばししている」という印象とは異なってきたことがうかがえる。もちろん、とはいえ外務省が朝鮮半島で出土した文化財を朝鮮半島に戻すべきだと認識したということではなかった。文化財返還に対する外務省の「積極的」態度はあくまでも外交的次元で韓国との韓日会談を成功裏に決着をつけるためであることは一目瞭然であった。さらに文化財問題の後には国交正常化、拿捕されている日本人漁夫の釈放問題などが控えており、外務省の立場からは迅速に韓国との国交を正常化させなければならなかったのである。

しかし、そうであるなら、なぜ、文部省、特に文化財保護委員会はこのように文化財返還に反対したのか、その理由を具体的に明らかにする必要がある。特に、文化財保護委員会が、韓日会談に対してどんな認識を持っていたのかを解明することで、文化財返還に対する文部省の姿勢をより鮮明に把握することとしたい。

3. 日本文部省文化財保護委員会と韓日会談

ここでは文部省の文化財保護委員会が文化財返還に対していかなる立場を示したのかについてより具体的な議論を試みたい。そのために文化財保護委員会の性格もまた把握しなければならないであろう。

文部省文化財保護委員会は1950年8月、「文化財保護法」の施行により発足した。この委員会は文部省の外局の1つで文化財管理および保護についての業務を管掌していたが、1968年6月、文部省内部部局である文化局と統合され、現在の「文化庁」に改編された。

まず、ここでは外務省が調べた文化財関連部署に関する資料を紹介する。外務省は韓国側の文化財返還要求に対応しようと日本国内の文化財管理に対する正確な責任部署を調査し、その結果として、次のような報告書を作成した。

文部省は本件財産問題に関しては余り強力な発言権がない。特に原則的な反対意見を述べる場合はともかく、積極的な処分を推進する地位にないと思われる。

本件に関し、文部省内の連絡者的地位にあるのは大学学術局（局長今井清助）であるが、その直接の管轄下にあるのは、本件に関しては、東京及京都

大学所属の考古学品・美術工芸品のみである。

図書館関係は社会教育局（局長寺中作雄）であるが、内閣文庫や宮内庁書陵部等に対しては殆んど無関係にちかい。内閣文庫及び宮内庁書陵部は共に国会図書館支部であるが、国会図書館は技術的運営の指導に当るのみで、所蔵品に関する権限は、それぞれ内閣及び宮内庁にある⁴¹。

換言すれば、外務省の調査によれば文化財に関して文部省の権限は非常に制約的であったことがわかる。また、組織上では文部省が統括しているが、考古学や図書など、それぞれその種類によって責任の所在が異なっていたということである。そうであるなら、果たして文化財に関する管理責任とそれに相応する発言権はどこにあったのであろうか。それは他でもない文部省外局の文化財保護委員会にあった。ここに外務省の別の報告書を見ると、文化財保護委員会は

文部省の外局ではあるが、殆んど独立に近い地位を有している。

委員長は高橋誠一郎、委員は矢代幸雄、細川護立、一万田尚登、内田祥三の四氏である。

文化財保護委員会は、その専門委員に、学会・美術界の有力者を多数擁しており、専門委員の発言権は極めて強い。古書籍・美術骨董品をとわず、本件関係文化財の処理に関しては、これらの専門委員を無視しては困難であると思われる。

なお、東京及び奈良の国立博物館は文化財保護委員会の所管に属する⁴²。

と記録されている。すなわち、文化財保護委員会は韓国の文化財返還に関する実質的な発言権を行使できる機関である。

このような文化財保護委員会が韓日会談の文化財返還問題で注目を浴び始めたのは、1953年第2次韓日会談時期からである。文化財保護委員会と文部省との関係は、先立って見た報告書でもわかるように組織上は文部省の外局であるが、実際には上下関係があると捉えるのは困難である。より一層重要なのは文化財保護委員会の位相であり、上記で紹介された内閣文庫や宮内庁とはまた違った位置から文化財の取り扱いに相当な実力を行使することができた。

⁴¹ 「文化財関係主管官庁に関して」1953年月日未詳、外務省。

⁴² 「文化財関係主管官庁に関して」1953年月日未詳、外務省。

特に文化財保護委員会の委員として紹介された人物を見ると、日本国内でもかなり高い社会的地位にいたことが分かる。

●高橋誠一郎

高橋は1884年に生まれ、1920年慶応大学の教授に任命された。1947年には吉田内閣の文部大臣を歴任し、「日本学士院」会員になった。1948年から76年までは日本芸術院院長であった。また1950年から56年にかけては文化財保護委員会の委員長を歴任し、この時期の韓日会談における文化財返還問題に関わった。1973年には勲一等旭日大綬章を受け、79年には文化勲章を受賞した。

●細川護立

細川は1883年10月21日に、明治時代の侯爵で、貴族院議員の細川護久の四男に生まれた。美術蒐集家としても有名な細川は1914年には貴族院議員として活動し、国宝保存会会長、東洋文庫理事長を歴任した。明治時代以後、宮内省(戦後は宮内省)の所属になり、正倉院宝庫評議会の評議員として活動し、文部省文化財保護委員会の委員も務めた。

特に細川は朝鮮総督府の古跡調査にも関連が深い。1925年には楽浪古墓の発掘調査に寄付金を出し、1932年には寄付金6千円を朝鮮総督府に渡した⁴³。この寄付金やはり楽浪時代の遺物発掘に使われた⁴⁴。

●矢代幸雄

矢代は1890年に生まれて、大正時代(1913～26)と昭和時代(1926～89)年に活動した著名な美術史家である。1930年、現在の東京国立文化財研究所の前身の美術研究所発足に貢献し、1936年には同研究所の所長に就任した。戦後には文部省文化財保護委員会の委員を務めた。1970年には文化功労章を受賞した。

⁴³ 梅原末治「日韓併合の期間に行なわれた半島の古蹟調査と保存事業にたずさわった一考古学徒の回想録」『朝鮮学報』第51輯、1969年、119、126ページ。

⁴⁴ 原田淑人外『楽浪』東京帝国大学文学部、1930年。藤田亮策『朝鮮学論考』藤田先生記念事業会、1963年、84ページ。藤田亮策『朝鮮学論考』藤田先生記念事業会刊、84ページ(ジョンギュフン、前掲書、110～115ページより再引用)。

● 一万田尚登

一万田は1893年に生まれた昭和時代の資産家であり、政治家としても有名である。1918年日本銀行に入行後、京都支店長を歴任した後、1944年に理事に昇進した。戦後も市中銀行を通じて、産業界に多大な影響力を及ぼし、「法王」という異名を持つほどの有力な財力家であった。1954年には鳩山内閣と第1次岸内閣で大蔵大臣をを歴任した。

● 内田祥三

内田は1885年に生まれ、明治時代(1868～1912)後半から昭和時代(1926～89)に至るまで建築家、建築学者として有名であった。日本学士院の会員でもある内田は東京帝国大学の建築学科の教授として在職し、1943年には同大学総長まで歴任した。東京帝国大学建築学科といえば、統監部時代から文化財発掘のための朝鮮を訪問した関野貞が在職しており、朝鮮半島で出土した遺物が多数所蔵されている。内田は、その後東京大学構内の大講堂と図書館を設計し、1972年には文化勲章を受賞した⁴⁵。

このような人物構成を見るかぎり、文化財保護委員会に所属している人物は、端的に言って、日本国内の政界、財界はもちろん、文化界の中心的人士と言っても過言ではない。さらに高橋のように文部大臣を歴任し、細川や矢代のように文化財関連機構の長に在任した事実等を見ると、外務省が調べた文書の内容、すなわち「文化財処理に関して専門委員を無視しては困る」⁴⁶と報告した意見は非常に説得力がある。特に、細川の場合、朝鮮総督府古跡調査に巨額の寄付金を出した事実を見れば、文化財保護委員会が韓国文化財を返還するのに反対したことは当然の結果であった。以上の人物の他にも第5次会談で専門家会議に参加した東京博物館文化財調査員の斉藤忠の場合、1918年から朝鮮総督府の古跡調査事業に関与した京都大学考古学研究室出身で朝鮮総督府古跡調査事業に直接参加することもしていた。要するにこのような経歴の文化財保護委員会委員および韓日会談参席者らが韓国文化財の返還に主導的に反対し始めたのである。

それではここで文化財保護委員会委員らが韓日会談のなかで文化財返還に対し

⁴⁵ 以上も人物調査は、『日本近現代人名辞典』(吉川弘文館、2001年)を参照した。

⁴⁶ 「文化財関係主管官庁に関して」1953年月日未詳、外務省。

てどのように反対したのか、その内容に対して具体的に検討することとしたい。

1953年5月、外務省側の依頼で韓国関係の文化財について調査依頼を受けた文化財保護委員会は同年10月、東京国立博物館に所蔵されている韓国関係の文化財について次のような答弁を提出した。

東京国立博物館に所蔵されている韓国関係の文化財はほとんどすべて、旧帝室博物館当時、古代日鮮関係の文物を国民一般に周知させて、文化交流を試図する目的で収集したもので、その収集品は別添のリストに記載したが、すべて購入、寄贈、交換などによる正規の手続を踏んで得たものである⁴⁷。

言い換えれば、これら収集された文化財は「古代日鮮関係を国民に周知させるための」ものであって、この目的のための収集は極めて正当な手段でなされたということである。実際このような認識は外務省に直接伝えられたりもしたが、例えば1960年4月6日、文化財保護委員会の前事務局長岡田と同委員会の庶務局長西森は外務省の伊関アジア局長を訪問し、韓国文化財に対して次のように話した。

文部省側より学者の意見として、文化財の大部分は、総督府時代に韓国の博物館にあり、終戦後も殆んどを残してきており、寧ろ日本側で貰いたい位であると言っている⁴⁸。

要するに、文化財保護委員会は当初、韓国文化財に対して返還の意思がないことは当然であって、植民地期朝鮮で収集した文化財に対しても正当性を主張していることが分かる。この意見を聞いた伊関アジア局長が「このように反対が激しいならば大学所蔵の文化財でなく、博物館所蔵の文化財に関してだけでも解決の方法を探求したい」と問い合わせしたのに、同委員会はこの提案に対してさえ難色を示したのである。

以上の事実を見ると、文化財委員会委員らは韓国文化財返還に対して植民地期朝鮮での収集段階から非常に適切で合法であったと主張していることが確認でき

⁴⁷ 「公文企第 78 号韓国関係文化財調査依頼に対する回答について」1953 年 10 月 15 日、文化財保護委員会。

⁴⁸ 「(極秘)韓国文化財問題に関する件」1960 年 4 月 6 日、日本外務省北東アジア課。

る。また、細川と共に寄付金を通して、植民地期朝鮮での発掘に参加した委員たちもおり、彼らの立場からは、韓国からの文化財返還は極度に否定的であったことが看取できた。

そうであるならば、このような文化財保護委員会の意見などが当時、日本でどの程度の説得力を持っていたのであろうか。彼らの韓国へ文化財を返還することに対する否定的な見解が単純に文化財保護委員会内部だけの声だったのかどうか確認する必要があるであろう。このような疑問を解決するために当時、韓国の文化財問題と関連した学界および人物らの認識を調べることにする。

4. 韓国文化財返還に対する日本学界の認識-1950年代と60年代を中心に

本節では韓国文化財返還に対する日本学界の認識を検証することとしたい。特に韓日会談が行われた1950年代と60年代の日本学界内における韓国と関連を持つ学者を中心に検討する。韓国への文化財返還に対して最も大きな声をあげたのは、他にもない植民地期朝鮮で活動した韓国および朝鮮に関連を持つ研究者であった。

例えば1923年朝鮮総督府に赴任し、古跡調査事業を担当し、1925年に朝鮮総督府朝鮮史編修会の修史官として活動して、1926年には京城帝国大学の教授に任命された藤田亮策は韓日会談のなかで文化財返還に関して議論が始まった1951年に、次のように発言している。

今ここに半島に於ける過去の文化の研究と保存との実際を想ひ起し、困難のこの事業がいかにして行はれたかを報告して置くのも、将来の為に決して無駄ではあるまい。否、むしろ日本の半島統治の輝かしい記念碑として、広く識者を通じて世界の人々に理解せしめ、同時に、半島の人々にこの点だけは永久に記憶することを願つて置きたい。…… [中略] ……故意の宣伝や悪口が日本の半島統治に対して如何なることをいふにしても、事実が既に斯くの如くであり、文化事業の為に払はれた永年の努力とその功績に対しては、何人も一言を挟む余地はあるまいと信ずる。 [下線は引用者]⁴⁹

これは植民地期の「文化財保存」がいかに肯定されるべき作業であるかを披瀝

⁴⁹ 藤田亮策「朝鮮古文化財の保存」『朝鮮学報』第1輯、朝鮮学会、1951年、246ページ。

することによって、藤田は自らが参与した文化財発掘と保存を朝鮮半島の「朝鮮人たちが記憶すべきこと」と規定している。このような日本の植民地期文化財に対する「努力と功績」を世界は知るべきであって、これを理解させなければならぬと述べているのである。ただし、この発言には、そのような日本の「努力と功績」が誰のための作業であったのかについては言及されていない。

また、藤田は翌年の1952年10月に、「朝鮮古蹟調査」という文章では日本の朝鮮半島統治に対する批判に対して

統治の方法や行政の方法に対して非難しなければならない点が少ないのは誰もが認める部分だが、日本と日本人が全力を尽くした努力が、また、国の運命を賭して敢闘したことが、ただ単に日本人のためだけであったと限定されることなのか、朝鮮と朝鮮人の永遠の幸福はまったく度外視されることなのか、そうではないのかは百年後の歴史家が正確に解析してくれると考える⁵⁰。

と述べつつ、「少なくとも朝鮮の古蹟調査保存事業だけは半島に残した日本人の最も自負しなければならない記念碑中の一つと断言しなければならない」と主張した⁵¹。彼はこの文章のなかに、朝鮮の古蹟調査事業が誇るに値するものであったことを7点あげて説明している。第一に、古文化財の登録指定、保存および修理、収集および陳列、研究報告などの事務は総督府博物館が一貫して行った点、第二に、古蹟宝物の保存だけでなく、名勝天然記念物まで同じ法令で扱った点、第三に、調査研究を国費で処理し、国家が責任を負った点、第四に、新羅、百濟、任那、高句麗の古蹟調査および楽浪の研究が日本および東方アジア文化研究に画期的な効果を与えた点、第五に、古蹟調査時に精密な方法を選択して、日本が先駆的役割を果たしたという点。第六に、発掘の結果である古蹟図譜および多数の報告書などが朝鮮の優れた文化を世界に紹介したという点、最後に、朝鮮の古文化財はあくまでも朝鮮内に保存して朝鮮の真実を知らせるための資料であるという寺内総督の方針が固く厳守されているため、今でも日本では(朝鮮の文化財を一筆者)そのどれをも見ることができず、不便であるという点である。藤田は、自ら

⁵⁰ 藤田亮策「朝鮮古蹟調査」『朝鮮学論考』藤田先生記念事業会、1963年、67ページ。

⁵¹ 藤田亮策「朝鮮古蹟調査」前掲論文、68ページ。

が参加した朝鮮総督府の古跡調査事業に対し上のように定義して、このような事実
に立脚して古跡調査事業は「朝鮮と朝鮮人に対して永久に誇るにたる文化事業
であった」と規定した⁵²。あたかも韓日会談で日本側が主張した朝鮮半島の文化財
の日本への流入否定説と朝鮮総督府による文化財発掘肯定説と同じ脈絡の彼の発
言は植民地期朝鮮での文化財発掘にいかにも自負心を持っているかを如実に表して
いる。韓日会談で文化財返還問題が討議されている真っ只中の1959年当時、藤田
は、奈良国立文化財研究所の所長に在任していたが、このような人物が韓日会談
で文化財返還に対して積極的に反対したことは言うまでもない。

藤田とともに韓国および朝鮮関係の書籍において著名な研究者である田川孝三
も、やはり文化財保護委員会の認識とさほど違いはなかった。朝鮮総督府朝鮮史
編修会の修史官補を務め、解放後は、東京大学東洋文化研究所の教授となった田
川は、日本の朝鮮史研究者として高い名声を得た。彼は韓国の文化財返還に関し
て、両国の意見が歩み寄りを見せていた1963年3月18日当時、「東洋文庫」の主査
に在任していた⁵³。

東洋文庫は、その名前から分かるように、アジア関係の書籍を多数所蔵してお
り、韓国の文化財を所蔵しているかどうかについて調査まで受けた。東洋文庫に
は1963年所蔵されていた韓国関連の典籍が総7,000点余りあったが、その中の6,
000点分はすでにマイクロフィルムに収められた状態であった。日本政府は韓国関
連の文化財返還について、東洋文庫の田川にも積極的な協力を求めた。
これに対して田川は次のように回答した。

自分（田川博士）として韓国に出してもよいと考えられるのは（イ）重複本
がある場合、及び（ロ）韓国側の言い分が筋が通っている場合 である⁵⁴。

すなわち、文化財を韓国に返還するにしても、既に複製されたものがある場合
に限ることと、韓国側の文化財返還に対する姿勢が田川自身を納得させるに足る
場合に限って、可能であると答えたのである。

⁵² 藤田亮策「朝鮮古蹟調査」前掲論文、87～88 ページ。

⁵³ 東洋文庫は 1917年に三菱財閥によって設置され、1924年には、政治家で資産家である井上準之介が初代理事長を歴任した機関であった。井上は 1931年に大蔵大臣となった人物である。

⁵⁴ 「(極秘)東洋文庫田川博士との懇談記録」1963年3月18日、日本外務省北東アジア課。

また韓国文化財返還問題に関し注目しなければならない人物のなかに、梅原末治がいる。梅原は先に言及した斉藤忠と共に朝鮮総督府古跡調査事業を担当した人物で、京都帝国大学考古学研究室出身である。「日本近代考古学の父」と賞賛を受ける濱田耕作の弟子でもある梅原は、1969年に朝鮮学会の学術雑誌である『朝鮮学報』で植民地期朝鮮に自身が遂行した古跡調査事業に対して回想録を掲載した。

1918年から解放にかけて古跡調査事業を担当した彼は韓日会談のなかで韓国側による植民地期への非難あるいは遺跡遺物の保存に対する返還要求を見て、「関係者の一人として、いまさらこの種事業の安易でないこと、同時に当局(朝鮮総督府-筆者)のそれへの熱意が深くも思われることである」と告白している⁵⁵。

梅原は京都帝国大学で内藤虎次郎、喜田貞吉、今西龍等の指導を受けたことはもちろん、近代日本史学の功労者である黒板勝美とともに朝鮮内の遺跡発掘調査をした。また、統監府時代から遺跡調査の一线で活躍した東京帝国大学の関野貞とともに朝鮮総督府の調査事業を囑託されたこともあった。彼は回想録で総督府の古跡調査事業に対して次のように定義している。

当初いち早く先学に依つて始められた遺跡の学術発掘が埋もれた古文物を新たに世に顕現して、博物館の施設なり、遺構の保存へと進められたこの事業は、当然高く評価せらるべきであり、その点では日本本土での同様な事業よりも進んだものであった⁵⁶。

また梅原は朝鮮総督府の古跡調査事業に臨んだ担当者らの勤務姿勢に対して次のように回想している。

すなわち関野博士が予め定められた大きさの調査書を、その日のものはその夜のうちに整理して、記録の確実を期され、また谷井氏もその担当する写真をはじめ諸事の処理を、その夜におこなわれているのをみて、これまで自己

⁵⁵ 梅原末治「日韓併合の期間に行なわれた半島の古蹟調査と保存事業にたずさわった一考古学徒の回想録」前掲論文、97 ページ。

⁵⁶ 梅原末治「日韓併合の期間に行なわれた半島の古蹟調査と保存事業にたずさわった一考古学徒の回想録」前掲論文、146 ページ。

のただ野帖に調査の所見を覚書的に日々書きとめるのみで続行したやり方は、当然改められるべく、ことに虚弱な私にとって然かくなさるべきことを痛感して、以後それに従うことにしたことが強くも回想されるのである⁵⁷。

すなわち、梅原の回想の中に描かれた朝鮮総督府の古跡調査事業は文化財を「愛好」するという気持ちで誠意をつくして、朝鮮半島の遺跡を発掘、保存したのであった。政治的利害関係を除くと、梅原は朝鮮半島で行った古跡調査事業および文化財保存に心血を注ぎ、熱意を込めて、至難な発掘と研究の歳月を過ごしたと信じたのである。そしてこのような彼の信頼は韓日会談で提起された韓国側の文化財返還要求および植民地期朝鮮の文化財流出問題と衝突し、梅原自身に対する批判として回帰されたいえよう。

梅原は、このような自らの学問的「熱望」が「植民地支配」という状況の中で朝鮮半島にいかなる影響をおよぼすのか、あるいは朝鮮半島に居住している朝鮮人といかなる相関関係を持つのかに対しては、ただの一度も批判的に検討したことがない。彼が行った植民地期の学問的活動が政治的に利用され、梅原自身はそのくびきに安住していた点については、最後まで認識できないのはもちろん、彼の文化財「保護」活動が、結局朝鮮の支配体制を強化するためのイデオロギーとして作用した暴力性に対しても無関心であった。

以上の事実において、1950年代と60年代の文化界および日本学界においても韓国の文化財返還に対して非常に否定的な見解を持っていたことが分かる。それと同時に植民地期日本が行った朝鮮の「文化財保護」政策に対しては非常に肯定的な評価をすると同時に、進んで「功績」と表現する程の自負心を感じていたことが分かる。特に日本国内の韓国に関連した学者の中には、朝鮮総督府の古跡調査事業や文化財発掘事業に直接参加した人物が多く、彼らは朝鮮半島で行った自らの研究活動に対して誇りを感じており、文化財保存に対して積極的な評価をしていたことが明らかとなった。さらに藤田が主張したのと同様、「朝鮮半島で発掘された文化財は朝鮮半島に残した」という原則は韓日会談で日本側が主張する韓国文化財の日本への流入否定説の基本的論理であったことが推測される。

このような日本学界の認識は当時、韓日会談の文化財返還問題について韓国と

⁵⁷ 梅原末治「日韓併合の期間に行なわれた半島の古蹟調査と保存事業にたずさわった一考古学徒の回想録」前掲論文、105 ページ。

日本が鋭く対立する要因になり、この対立は韓日会談が終了する時期まで解けずに続いていったのである。

おわりに

以上のように、韓日会談で行われた文化財返還問題に関する交渉過程について考察した。その結果、韓国文化財返還について日本側が示した「遷延的」な態度および「否定的」な見解は、韓国との問題より、外務省と文部省との間に軋轢が生じて協調できなかったことに由来したものであることを新たに解明することができた。

日本の外務省は韓国政府との国交樹立に文化財返還が媒介的役割を果たすであろうと期待し、韓国側に文化財返還に対する意志を明確に表明したこともあった⁵⁸。しかし、このような外務省とは異なり、文部省は文化財返還に対して非常に否定的であり、外務省はこのような文部省の同意を得るために数回にわたって協議を行った。

しかし、興味深いのは文化財返還に積極的に反対意志を表明した文部省および「文化財保護委員会」の認識である。彼らは1945年以前から東京国立文化財研究所所長や国宝保存会会長などの人物で日本国内文化財関係に影響力ある集団だったのである。なかでも、細川護立は朝鮮総督府が繰り広げた古跡調査に莫大な寄付金を出した人物であった。このような人物で構成された「文化財保護委員会」は朝鮮半島から流出した文化財に対する返還を拒否し、これを「正当な購入品」として規定するのはもちろん、むしろ、植民地期に発掘した遺跡と遺物を「返してもらいたい」とまで述べたのであった⁵⁹。言い換えれば、「文化財保護委員会」は、当初から韓国文化財に対して返還の意思がなく、さらには、このような主張の基盤には「植民地期の朝鮮支配は正当であった」という認識が占めていたことを確認することができた。このような認識が韓日会談の文化財返還に障害物になったのは当然の帰結であった。

結局、1965年4月、韓日会談は経済協力の合意がなされ、それに合わせて、文化財返還問題も妥結の勢いに乗るようになった。韓日両国の外相は「請求権問題合

⁵⁸ 「(極秘)日韓会談問題別経緯6(文化財問題)」1958年7月1日、日本外務省北東アジア課。

⁵⁹ 「(極秘)韓国文化財問題に関する件」1960年4月6日、日本外務省北東アジア課。

意事項」を仮調印することによって、韓日間の請求権は完全に解決されたと明言し、同年6月22日、両国は「大韓民国と日本国間の文化財および文化協力に関する協定」を締結したのである。しかし、韓日両国の間には今でもこの問題が解決されない課題として残され、文化財返還問題は常に「民族主義的」立場で扱われている。

このような韓日両国間の認識の差を狭めることはできないのであろうか。その端緒になるのが、現在ユネスコで推進している文化財返還議論であろう。

世界的に文化財返還に対する議論は非常に活発である。例えば、1982年にユネスコ世界文化政策会議では、1973年から始まったギリシャとイギリスの「エルギンマーブルス(Elgin Marbles)返還問題」が議題となった。何よりヨーロッパ連合が進行しつつあるなかで、このような文化財返還問題は避けて通ることはできない課題として浮上したのであった。この議論はいまだに解決されていないが、当時「パルテノン神殿はギリシャ国民の歴史の原点であり、統合の象徴」であると主張するギリシャ政府の主張は説得力を得た⁶⁰。

またイタリアとリビアの間に生じていた「キュレネのビーナス返還問題」も現在、世界的に文化財返還問題がどのように扱われるのかを把握できる好例である。1913年、イタリア軍が古代ギリシャとローマの遺跡地であるリビア海岸を侵略した時、キュレネ遺跡地付近で発掘したこのビーナスは他の文化財より複雑な状況にあった。なぜなら、イタリアの国宝と指定されていたため返還が困難だったからである。しかし、2002年8月1日に「イタリアの文化活動および遺産部」は、1970年のユネスコ協定を履行してリビアに返還するために省庁レベルの法令に依拠して、キュレネのビーナスを国宝から削除した。もちろん、この国宝登録からの削除に対しては反対運動も多く、訴訟まであったが「イタリア地域行政裁判所」は訴訟を棄却した。その理由としては「文化財返還政策は国家の文化遺産を荒廃化させるのではなく、むしろ過去にイタリアから不法搬出されて、現在全世界に散らばっている文化財の返還を要請するための先例を作る措置」であるとした⁶¹。

⁶⁰ 矢島国雄「植民地と博物館」寺内威太郎ほか『植民地主義と歴史学』刀水書房、2004年、267ページ。

⁶¹ 文化財庁「主要国家の文化財返還政策及び事例研究(イタリア)」『不法文化財返還国際事例及び推進戦略研究最終報告書』文化財庁、2007年12月、201～205ページ

このような事実を見ると、明らかに文化財は出土地域に帰属していることが分かる。実際、1970年に成立した「ユネスコ協約」は植民地期の文化財の移転を「関連当事国でその文化財を復旧させる努力をしなければならない」と明記した。もちろんこの協約が実質的に大きな効力をもたらすことはできなかったが、植民地期の文化財返還に対する普遍的根拠を提示した点には大きな意義があるといえよう。今後、韓日両国の文化財問題は、やはりこのような普遍的根拠を基盤にして解決していかなければならないであろう。文化財返還問題を韓日両国の民族主義的構図から脱却して、世界における普遍的な認識で解決するのが効果的な解決方法であると思われる。このような指針を思考する時、韓日会談で明るみにでた「大谷コレクション」は我々にとって、また別の意味で解決しなければならない問題である。韓国がもし日本に対して世界普遍主義的観点で文化財返還問題を提起したら、韓国は、やはり「大谷コレクション」問題に対して、また新たな解決法を持たなければならないであろう。（翻訳—小林玲子）